

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十六年十月七日

## 目次

### 選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ

## 選挙管理委員会告示

### 岐阜県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年岐阜県選挙管理委員会告示第七十号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第五条中「別記第四号様式」の次に「(同条第五項の規定による命令があった日から五十日以内)に全ての少額領収書等の写しを提出する」ことが事務処理上困難な特別な事情がある場合については「別記第四号様式(二)」を提出する。

別記第一号様式中「提出に」を「提出命令に」に、「第19条の16第3項に基づく」を「第19条の16第1項の規定による」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「第3号様式」を「書面(別記第3号様式)」に、「第4号様式により書面を提出してください」を「延長を求める期間、その理由等を記載した書面(別記第4号様式)を提出してください。また、提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、必要な最小限の期間(31日以上60日以内)に限り、提出期間の延長を求めることができます。この場合は、提出命令があった日から20日以内に、延長を求める期間、その理由等を記載した書面(別記第4号様式の2)を提出してください」と改める。

目 出 支



間が、貴国会議員関係政治団体の公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間に」<sup>1)</sup> 「当該命令があった日から20日以内にそのすべてについて当該少額領収書等の写しを提出することにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれ」<sup>2)</sup> 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由」<sup>3)</sup> 上記(1)、(2)のほか延長することに正当な理由があるとき。」<sup>4)</sup> <sup>5)</sup> 延長を求むる期間、その理由その他

「(1) 提出命令があった日  
少額領収書等の写しに係

(2) 総選挙又は通常選挙等に  
公職の候補者の氏名、選

(3) 備考 1 (1)及び(2)に掲げ  
少額領収書等の写しが著  
長することに正当な理由

る提出命令書が、貴国会議員関係政治団体に到達した日

係る場合

挙の種類、当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

」<sup>6)</sup>

る場合

しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとき又は延

がある場合は、具体的な事務の状況その他の事情

」

回覧の文書の「巻名」を記入す。

## 第4号様式の2 (第5条関係)

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

(政治団体の名称)

(会計責任者氏名)

印

## 特別な事情による少額領収書等の写しの提出の期間の延長について

年 月 日付け 第 号で提出命令のありましたことについて、政治資金規正法第19条の16第7項の規定により、提出期間の延長を求めます。

## 記

- 1 延長を求める期間 日間
- 2 命令があった日 年 月 日
- 3 延長を求める理由

提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるため

(特別な事情)

備考1 提出命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるときには、岐阜県選挙管理委員会に対し、必要な最小限度の期間(31日以上60日以内)に限り、提出期間の延長を求められます。

2 提出期間の延長を求めるときは、当該命令があった日から20日以内にこの書面を提出しなければなりません。

3 「1 延長を求める期間」には、提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情を踏まえて延長を求める期間(31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間)を記載してください。

4 「2 命令があった日」には、少額領収書等の写しに係る提出命令が、貴国会議員関係政治団体に到達した日を記載してください。

5 「3 延長を求める理由」には、30日間の延長では提出が困難なことを明示していただくため、当該特別な事情を具体的かつ客観的に記載するとともに、延長を求める期間の根拠も併せて記載してください。

6 本書に記載した理由については、開示請求者に通知します。

岐阜県選挙管理委員会「郵送等」および「郵送等により提出」並びに「あて」および「宛て」並びに「10  
 0頁」および「100ページ」並びに「101頁」および「10ページ」並びに「岐阜県選挙管理委員会に」および  
 「総務大臣に」並びに「異議申立てを」および「審査請求を」並びに「岐阜県選挙管理委員会を」  
 および「岐阜県を」並びに「岐阜県選挙管理委員会委員長」および「岐阜県選挙管理委員会」並び  
 「この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなら  
 ないこととされています」および「当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消  
 しの訴えを提起することができます」並びに「3」

岐阜県選挙管理委員会「基づき」および「より」並びに「3」

岐阜県選挙管理委員会「基づき」および「より」並びに「岐阜県選挙管理委員会に」および「総務大  
 臣に」並びに「異議申立てを」および「審査請求を」並びに「岐阜県選挙管理委員会を」および「岐阜  
 県を」並びに「岐阜県選挙管理委員会委員長」および「岐阜県選挙管理委員会」並びに「この処分  
 の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して  
 6か月以内に提起しなければならないこととされています」および「当該審査請求に対する  
 判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを  
 提起することができます」並びに「3」

岐阜県選挙管理委員会「基づき」および「より」並びに「3」

「3

岐阜県選挙管理委員会「基づき」および「より」並びに「3 開示決定等の期限  
 年 月 日」

開示決定等の期限

年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの 3  
 部分については、年 月 日までに開示決定等を行います。

岐阜県選挙管理委員会「提出期限まで」および「提出期間内」並びに「基づき」および「より」並  
 びに「3」

岐阜

岐阜県選挙管理委員会「提出期限まで」並びに「提出期間内」並びに「基づき」および「より」並  
 びに「3」



平成二十六年十月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社